

大田原西地区公民館 将棋教室

●期間 5月10日～平成27年2月14日の土曜日
(20回開催)

●時間

午前9時30分～11時30分

●場所 大田原西地区公民館

●対象

市内小学校に通学している児童および一般の方

●定員

30名

●受講料

無料

●講師

大田原将棋愛好会会員

●申込方法

4月7日(月)～18日(金)に左記へ直接申し込み

※定員になり次第締切

問申 大田原西地区公民館
(23)8719

ガールスカウト团员募集

ガールスカウトでは、一人ひとりの個性を尊重しながら、年齢の異なる女の子たちが集団となって、いろいろな野外活動や地域活動を実践しています。

●対象年齢 小学校1年生～高校3年生までの女子

●募集締切 3月31日(月)

問申 栗原敏子

TEL (22)3616

TEL 広瀬貞子

(23)6001

あなたの税が未来を拓く 市町村税滞納撲滅月間2014

行政サービスを提供していくためには、貴重な自主財源である市税収入の確保がとて重要で。

また、収入の確保だけでなく、公平な徴収による納税者の信頼を確保するためにも、滞納整理を推進し、滞納を防止する必要があります。

■県内一斉の取組

3～5月を「市町村税滞納撲滅月間2014」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

■市税は納期限内に納付を

市が提供する、福祉や教育をはじめさまざまなサービスは、市税が主な財源の一つです。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期限内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うことにもなります。

■差押えを強化

そのため、市では、収入や財産がありながら市税を納付しようとする滞納者に対しての滞納処分(差押えなど)を強化しています。

税金を納期限までに納めなかった方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに、その税金を完



税

納しなかったときには、市は滞納者の財産(預貯金、給料、生命保険、不動産、自動車、動産(電化製品や美術品、貴金属など))を差し押さえなければならないことが法律で定められています。

財産調査の一つに、滞納者の自宅などの「搜索」があります。搜索とは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。搜索時に発見された財産は、差し押さえされます。自動車のタイヤロックを行う場合もあります。タイヤロックとは、差し押さえた自動車を運行、使用させないための措置(国税徴収法第71条)で運行不能状態にするものです。

■事情がある場合はご相談ください

病気や失業、事業の廃止、災害にあったなど、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な方は、納期限内に収納対策課まで連絡してください。

生活状況などをお聞きしたうえで、徴収の猶予などをすることができます。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。

【平成25年度滞納処分の執行状況】

平成25年12月末現在

財産調査	6,212件	財産差押え	803件
換価件数	1,039件	換価金額	64,706千円

※換価…差し押さえた財産を強制的に金銭に換えること

【納税・滞納処分Q&A】

こんな話をよく聞きます



- Q1 借金があるから税金が払えません。
A1 法律によって、税金は全ての債務(借金含む)に優先すると定めてあります。個人債務より税金が優先されます。(地方税法第14条)
- Q2 いきなり差し押さえはあんまりではないか。
A2 税は納期限内納付が大原則です。督促状発送日から起算して10日を経過した日までに完納しない時は「差押えをしなければならない」と明示してあります。(地方税法第331条など)
- Q3 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされたが、プライバシーの侵害ではないの？
A3 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生しま

す。この権限により調査を受けた金融機関などの関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

- Q4 差押えの前に自宅訪問はしないの？
A4 差押えなどをするにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。差押えなどが行われるまでには、必ず事前に督促状などの通知が送付されています。
- Q5 小額滞納でも差押えはするの？
A5 金額の大小に関わらず差押えなどを行います。「小額の滞納だから差し押さえられないはず…」といった考えはお止めください。

問 収納対策課 B1階 TEL (23)8703

イベント



第1回のざき桜まつり

【桜並木ライトアップ】

- ・期間 4月4日(金)～18日(金)
- ・場所 野崎第二工業団地桜並木の一部

【イベント】

- ・日時 4月12日(土)午前10時～午後3時
※雨天の場合は、13日(日)に延期
- ・場所 上石上運動公園

「与一の里玉入れ選手権大会」参加チーム募集!

- ・クラス ジュニアの部(小学生)/一般の部(中学生～59歳)/シニアの部(60歳以上)
1チーム6名(性別不問)
- ・参加料 無料
- ・その他 上位入賞チームには賞品有り
- ・申込方法 3月31日(月)までに下記へお問い合わせください。
与一の里玉入れ選手権大会 大会長 鳥羽 健児
TEL (29)0040

「フリーマーケット」出店者募集!

- ・出店料 無料
- ・申込方法 3月31日(月)までに下記へお問い合わせください。
のざき桜まつり実行委員会事務局 石塚 堯
TEL (29)1606

「ゲームコーナー」大ダルマおとし、輪投げなど 「模擬店」焼きそば、フランクフルトなど

- 問 野崎地区活性化協議会 会長 関谷 利勝
TEL (29)0578

平成26年度固定資産税に関する帳簿の縦覧

- 日時 4月1日(火)～30日(水)(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

※税務課のみ、毎週水曜日は午後7時まで

●場所

税務課(仮設庁舎B棟)、湯津上支所、黒羽支所

●縦覧できる方

- ・本市に所在する土地の固定資産税の納税者(土地価格等縦覧帳簿が縦覧できます)
- ・本市に所在する家屋の固定資産税の納税者(家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます)

- ・納税者の代理人(委任状)
- ・納税管理人
- ・納税者と同居の親族
- ・法定相続人(相続人であることを証明する戸籍謄本などが必要)

●縦覧できる帳簿

- 土地価格等縦覧帳簿
土地の所在地番ごとに地目、地積、価格などを表示
- 家屋価格等縦覧帳簿
家屋の所在地番ごとに種類、構造、床面積、価格、建築年次などを表示

●その他

価格について不服のある方は、固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

問

- 税務課 **B** 1階
TEL (23)8726(土地)
(23)8864(家屋)

電話加入権を公売します

県税滞納のため差し押さえた電話加入権を公売します。

●日時

3月13日(木) 午前10時

●場所

栃木県庁那須庁舎第1会議室(大田原市中央1-9-9)

●持参するもの

現金、印鑑、身分証明書、委任状(代理人の場合)

問

大田原県税事務所収税課
TEL (23)4171

産業



大田原グリーン・ツーリズム 最近の動向

■今年度の動き

平成25年度におけるグリーン・ツーリズムの実績は4月から12月までの8カ月間において、ツアー開催数は34回、視察ツアー数は13回と、平成24年度の1年間(11回、2回)と比較し、大幅に増加しました。観光交流人口も昨年度189人に対して、本年度は800人を超える計画であり、大幅増の予定となっています。また、平成26年度の予約が、大型の団体予約も含め、すでに入ってきています。例えば、首都圏からの団体は約180人規模で2泊3日の農家民宿と農業体験をする予定であったり、九州からの団体は約160人規模で農家民宿で1泊を過ごす予定など、今年度は比較の日帰り体験が多かったものの、平成26年度は農家民宿の宿泊数も多くなる予定です。

■農家民宿

平成25年12月末までの農家民宿を希望する軒数は35軒と大幅に増加し、地域として取り組む箇所も増加しています。これは、今まで体験した市民の方から、体験したこどもたちとの触れ合い、交流の良さを実体験から理解が深まってきたものと想定されます。

■海外からのお客さま

平成25年11月8日～10日、台湾内の高等学校の校長先生ら7名が本市を訪れ、学生らの教育旅行の事前視察として、市内の学校の視察・学生との交流や農家民宿の体験などを行いました。その後、那須や日光にも訪れ5日間の日本での体験を行いました。一番の思い出は大田原での農家民宿であり、台湾の子どもたちにも農家民宿での体験、日本の学生との交流をさせたいと話していました。



問 大田原ツーリズム TEL (47)6759